

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届出書提出書類一覧 (令和4年7月8日高知県改定)

名 称	備 考	確認
産業廃棄物処理業変更 (廃止) 届出書 普通産廃 (様式第11号) 特管産廃 (様式第17号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更があった日から10日以内に届出してください</li> <li>・許可証に基づき、許可年月日及び許可番号を記載</li> <li>・変更内容を新旧の欄に記載し、廃止又は変更の理由を記載</li> </ul>	

【変更内容】

1 規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除いた次のもの

変更内容	添 付 書 類	注 意 事 項	確認
住所	【個人】住民票の写し (コピー不可) 【法人】履歴事項全部証明書	本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	
氏名又は名称	【個人】住民票の写し (コピー不可) 【法人】履歴事項全部証明書及び 定款又は寄付行為	本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの 定款で確認できない場合、議事録等を添付	
事務所及び事業場の所在地	変更後の事務所及び事業場の周辺見取図 (住宅地図等)		
事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模  ・施設:①～⑥ ・設置場所:①, ②, ④, ⑤, ⑥ ・構造:②, ④ ・規模:②, ④	①施設設置場所の平面図	事務所、保管場所、施設の配置を明示 ・施設に関するメーカー等のカタログ、図面等があれば添付	
	②施設の構造を明らかにする平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書	・申請地公図上に施設平面図を落とすこと (敷地境界を明示すること。寸法 (縮尺) を入れること)	
	③施設付近の見取図	周囲300m (500m) の住居者等が明確なもの	
	④施設の所有権を有する書類	申請者が所有者 (使用者) と異なる場合は、使用権原を有することを証する書類を添付	
	⑤施設を設置する土地の登記事項証明書	申請者が所有者 (使用者) と異なる場合は、使用権原を有することを証する書類を添付	
	⑥施設を設置する土地の公図の写し	隣接地の地番等が確認できるもの	
保管場所に関する変更 ・所在地:①～④ ・面積:①, ② ・種類:不要 ・上限・高さ:②	①保管場所の平面図	事務所、保管場所、施設の配置を明示	
	②保管の状況を明らかにする図面	保管上限の計算を図面に記載するか別途添付	
	③保管場所の土地の登記事項証明書	申請者が所有者 (使用者) と異なる場合は、使用権原を有することを証する書類を添付	
	④保管場所の土地の公図の写し	隣接地の地番等が確認できるもの	

2 規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項

変更内容	添 付 書 類	注 意 事 項	確認
役員、株主、相談役及び顧問等	役員等新旧対照表	株主 (出資者) の場合、変更内容に保有株数又は出資金額を記載し、議事録等を添付	
	履歴事項全部証明書	定款又は寄付行為の内容に変更があった場合は、定款又は寄付行為を添付	
	住民票の写し (コピー不可)	・役員等を追加する場合に添付 ・本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	
	成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書など、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	役員等を追加する場合に添付	
	誓約書 (様式7)	役員等を追加する場合に添付	

※提出部数 3部 (原本1部、副本2部 (内1部は申請者控え))

※届出期限に提出できなかった場合は、顛末書等の提出が必要となります。

※変更届出書及び誓約書等には、届出年月日を記入してください。(記入がないと受付不可。)

※施設の変更については、変更許可が必要な場合がありますので、必ず事前にご相談ください。